

標準貨物自動車運送約款(平成二年運輸告示第五百七十五号)

最終改正 令和六年 国土交通省告示第百十号

目次

- 第一章 総則(第一条 第一条)
- 第二章 運送業務等
- 第一節 運則(第三条 第五条)
- 第二節 運送の申込み及び引受け(第六条 第十七条)
- 第三節 積付け(第十八条)
- 第四節 貨物の受取及び引渡し(第十九条 第二十六条)
- 第五節 指図(第二十七条 第二十八条)
- 第六節 事故(第二十九条 第三十条)
- 第七節 運賃、料金等(第三十一条 第三十八条)
- 第八節 責任(第三十九条 第五十二条)
- 第九節 連絡運輸(第五十三条 第六十条)
- 第三章 積込み又は取卸し等(第六十一条 第六十四条)

第一章 総則

第一節 運則

第一条 当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。
第二条 当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。
第三条 運送の申込み及び引受け(第六条 第十七条)

第二章 運送業務等

第一条(運送の申込み)
第二条(運送の申込み及び引受け)
第三条(運送の申込み及び引受け)
第四条(運送の申込み及び引受け)
第五条(運送の申込み及び引受け)

第六条(運送の申込み)
第七条(運送の申込み及び引受け)
第八条(運送の申込み及び引受け)
第九条(運送の申込み及び引受け)
第十条(運送の申込み及び引受け)

第十一条(運送の申込み及び引受け)
第十二条(運送の申込み及び引受け)
第十三条(運送の申込み及び引受け)
第十四条(運送の申込み及び引受け)
第十五条(運送の申込み及び引受け)

第十六条(運送の申込み及び引受け)
第十七条(運送の申込み及び引受け)
第十八条(運送の申込み及び引受け)
第十九条(運送の申込み及び引受け)
第二十条(運送の申込み及び引受け)

第二十一条(運送の申込み及び引受け)
第二十二条(運送の申込み及び引受け)
第二十三条(運送の申込み及び引受け)
第二十四条(運送の申込み及び引受け)
第二十五条(運送の申込み及び引受け)

第二十六条(運送の申込み及び引受け)
第二十七条(運送の申込み及び引受け)
第二十八条(運送の申込み及び引受け)
第二十九条(運送の申込み及び引受け)
第三十条(運送の申込み及び引受け)

第三十一条(運送の申込み及び引受け)
第三十二条(運送の申込み及び引受け)
第三十三条(運送の申込み及び引受け)
第三十四条(運送の申込み及び引受け)
第三十五条(運送の申込み及び引受け)

第三十六条(運送の申込み及び引受け)
第三十七条(運送の申込み及び引受け)
第三十八条(運送の申込み及び引受け)
第三十九条(運送の申込み及び引受け)
第四十条(運送の申込み及び引受け)

第四十一条(運送の申込み及び引受け)
第四十二条(運送の申込み及び引受け)
第四十三条(運送の申込み及び引受け)
第四十四条(運送の申込み及び引受け)
第四十五条(運送の申込み及び引受け)

(引用運送及び引用運送手続)

第七十七条 当店は、荷送人の利益を害しない限り、引き受け又は貨物を他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用して運送することがあります。
第七十八条 当店は、前項の利用運送を行うときは、第三十二条第一項の運賃料金表に定める利用運送に係る手数料を受けます。
第七十九条 特別な手配を要する利用運送を行う場合は、前項の規定にかかわらず、別途見積もった手数料を取ります。
第八十条 第一項の通知を行わなかった運送について、当店の責により利用運送を行う場合があります。この場合において、利用運送に係る手数料は取られません。

第三節 積付け

第十八条 積付けは、貨物の積付けは、当店の責任においてこれを行います。
第十九条 シート、ロープ、建木、台木、充てん物その他の積付用又は、通常貨物自動車運送事業者が備えているものを除き、荷送人又は荷受人の負担とします。

第四節 貨物の受取及び引渡し

第十九条(受取及び引渡しの場所)
第二十条(受取及び引渡し)
第二十一条(受取及び引渡し)
第二十二条(受取及び引渡し)

第五節 指図

第二十三条(指図)
第二十四条(指図)
第二十五条(指図)
第二十六条(指図)

第二十七条(指図)
第二十八条(指図)
第二十九条(指図)
第三十条(指図)

第三十一条(指図)
第三十二条(指図)
第三十三条(指図)
第三十四条(指図)

第三十五条(指図)
第三十六条(指図)
第三十七条(指図)
第三十八条(指図)

第三十九条(指図)
第四十条(指図)
第四十一条(指図)
第四十二条(指図)

第四十三条(指図)
第四十四条(指図)
第四十五条(指図)
第四十六条(指図)

第四十七条(指図)
第四十八条(指図)
第四十九条(指図)
第五十条(指図)

第五十一条(指図)
第五十二条(指図)
第五十三条(指図)
第五十四条(指図)

第五十五条(指図)
第五十六条(指図)
第五十七条(指図)
第五十八条(指図)

(中止手続)

第三十九条 当店は、運送の中止手続図に於いた場合には、荷送人が責任を負わない事由によるものを除いて、中止手続料を請求することがあります。ただし、荷送人が、運送引受書に記載した集貨予定日の三日前までに運送の中止をしたときは、この限りではありません。
第四十条 前項の中止手続料は、次の各号のとおりとします。
一 運送引受書に記載した集貨予定日の前々日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の二十パーセント以内
二 運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の三十パーセント以内
三 運送引受書に記載した集貨予定日の当日に中止の指図をしたとき、当該運送引受書に記載した運賃、料金等の五十パーセント以内

第八節 責任

(責任の始期)

第三十條 当店の貨物の滅失、損傷についての責任は、貨物を荷送人から受け取った時に始まりま

(責任の終期)

第四十條 当店は、貨物の受取から引渡しまでの間にその貨物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は貨物が延着したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店は、自己又は使用人その他運送のために使用した者がその貨物の受取、運送、保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
第四十一條 コンテナ貨物の責任
第四十二條 前条の規定にかかわらず、コンテナ詰められた貨物であつて、当該貨物の積卸の方法等が次に掲げる場合に該当するもの滅失又は損傷については、当店に対し損害賠償の請求をしようとする者は、その損害が当該貨物又はその使用人その他運送のために使用した者の故意又は過失によるものであることを証明しなければなりません。
一 荷送人が貨物を詰めたるものであること。
二 コンテナの封印に異常がない状態で到着していること。

(特殊な管理を要する貨物の運送の責任)

第四十三條 当店は、動物その他特殊な管理を要する貨物の運送について、第十四条第二号の規定に基づき付添人が付された場合には、当該貨物の特殊な管理について責任を負いません。
第四十四條(申告書の責任)
第四十五條 当店は、貨物の内容を容易に知ることができないものについて、運送申込書の記載又は荷送人の申告書により運送引受書に品名、品質、重量、容積又は価額を記載したときは、その記載について責任を負いません。
第四十六條(運送申込書の記載の不完全等の責任)
第四十七條 当店は、運送申込書若しくは外装表示等の記載又は荷送人の申告書不実又は不備であつたために生じた損害については、その責任を負いません。

(免除)

第四十八條 当店は、次の事由による貨物の滅失、損傷、延着その他の損害については、損害賠償の責任を負いません。
一 当該貨物の欠陥、自然の消耗、虫害又は鼠害
二 当該貨物の性質による発火、爆発、むくれ、かび、腐敗、変色、さびその他これに類似する事由
三 同盟罷業、同盟罷業、社会的抗議その他の事変又は強盗
四 不可抗力による火災
五 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れ等その他の天災
六 法令又は公権力の発動による運送の禁止、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
七 荷送人又は荷受人の故意又は過失
第四十九條(高価品の特則)
第五十條 高価品については、荷送人が申込みをするに当たり、その種類及び価額を通知しなければならず、当店は、その滅失、損傷又は延着について損害賠償の責任を負いません。
第五十一條 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しません。
一 運送契約の締結の当時、貨物が高価品であることを当店が知っていたとき。
二 前項の故意又は重大な過失によつて高価品の滅失、損傷又は延着が生じたとき。
三 前項の特別消滅事由

(責任の特別消滅事由)

第五十二條 当店の貨物の一部滅失又は損傷についての責任は、荷受人が留保しない貨物を受け取つたときは、消滅します。ただし、運送人に直ちに発見されたことのない損傷又は一部滅失があつた場合において、貨物の引渡しの日から運送期間以内(運送期間に於いて、運送引受書に記載した集貨予定日の前日に中止の指図をしたときは、その通知を死した一部滅失については、この限りではありません)に於いて、運送期間を超過する日までに延長されたものとみなします。
第五十三條(損害賠償の額)
第五十四條 貨物に全部滅失があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける貨物の価額によつて、これを定めます。
第五十五條 一部滅失又は損傷があつた場合の損害賠償の額は、その引渡しがされるべき地及び時ににおける引渡された貨物の価額の一部滅失又は損傷となつたときの貨物の価額との差額によつてこれを定めます。
第五十六條 前二項の規定により、貨物の滅失又は損傷のため荷送人又は荷受人が支払うべきことを要しない運賃、料金等は、前二項の賠償額よりこれを控除します。

(除斥期間)

第五十七條 当店の責任は、貨物の引渡しされた日(貨物の全部滅失の場合には、その引渡しがされるべき日)から一年以内に裁判上の請求がされなければ、消滅します。
第五十八條 前項の規定は、貨物の滅失等による損害が発生した後、合理的に延長することがあります。
第五十九條 荷送人が第三者から委託を受けた貨物の運送を当店が行つた場合において、荷送人が第一項の期間内に損害賠償の請求を受けたときは、荷送人が責任を負うこととしない旨の通知を受けたときは、運送期間内に損害賠償を賠償し又は裁判上の請求をされれば三月を超過する日までに延長されたものとみなします。
第六十條 当店は、前条の規定にかかわらず、当店の悪意又は重大な過失によつて貨物の滅失、損傷又は延着を生じたときは、それにより生じた一切の損害を賠償します。

(利用運送の際の責任)

第六十一條 当店は、他の貨物自動車運送事業者の行う運送又は他の運送機関を利用して運送を行う場合に、運送上の責任は、この約款により当店が負います。
第六十二條(賠償に基づく権利取得)
第六十三條 当店は、前条の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から取受することを認めるとあります。

(中間運送者の権利)

第六十四條 運送運輸の場合には、運賃、料金等の額が確定しないときは、第三十三条第二項の規定を準用します。
第六十五條(責任の原則)
第六十六條 当店は、運送運輸の場合には、貨物を受け取るまで、全運送についての運賃、料金等を取受します。
第六十七條 前項の規定にかかわらず、全運送についての運賃、料金等を、最後の運送を行った運送事業者が貨物を引き渡すときまでに、荷受人から取受することを認めるとあります。

(損害賠償請求書の留保)

第六十八條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。
第六十九條(引渡期間)
第七十條 運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送期間ごとに日を加算したものとします。

(損害賠償の処理)

第七十一條 運送運輸の場合には、貨物の滅失、損傷又は延着についての損害賠償は、その請求を受けた運送事業者が損害の程度を調査し、損害賠償の額を決定してその支払いを行います。
第七十二條(損害賠償請求書の適用)
第七十三條 運送運輸の場合には、他の運送事業者の行う運送については、その事業者の運送約款又は運送に関する規定を定めるところによります。ただし、貨物の滅失、損傷又は延着による損害が生じた場合があつて、かつその損害が生じた事実が明らかでない場合の損害賠償の請求については、この運送約款の定めるところによります。

(運送期間)

第七十四條 運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送期間ごとに日を加算したものとします。
第七十五條(損害賠償請求書の留保)
第七十六條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。

(引渡期間)

第七十七條 運送運輸の場合の引渡期間は、各運送事業者ごとに、その運送約款又は運送に関する規定により計算した引渡期間又はそれに相当するものを合算した期間に、一運送期間ごとに日を加算したものとします。
第七十八條(損害賠償請求書の留保)
第七十九條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。

(損害賠償請求書の留保)

第八十條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。
第八十一條(損害賠償請求書の留保)
第八十二條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。

(損害賠償請求書の留保)

第八十三條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。
第八十四條(損害賠償請求書の留保)
第八十五條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。

(損害賠償請求書の留保)

第八十六條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。
第八十七條(損害賠償請求書の留保)
第八十八條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。

(損害賠償請求書の留保)

第八十九條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。
第九十條(損害賠償請求書の留保)
第九十一條 運送運輸の場合における第四十七條第一項の留保又は通知は、その運送を行った運送事業者のいすれに対してしてもうることがあります。